

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

奈良県公安委員会規則第 5 号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和 4 8 年 1 2 月奈良県公安委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 自動車専用道路の表一般国道 2 5 号の項の次に次のように加える。

一般国道 1 6 3 号	奈良県生駒市鬼取町（大阪府境）から奈良市宝来四丁目 4 8 1 番 3 先まで
--------------	---

別表第 2 の 2 自動車専用道路の表一般国道 3 0 8 号の項を削る。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。